

ID: 5468

担当部署:まちづくり部建築指導課

処分の概要	著しく保安上危険な建築物に対する措置命令		
法令名 根拠条項	建築基準法第 10 条第 3 項 【準用】 建築基準法第 88 条第 1 項（擁壁等の工作物） 建築基準法第 88 条第 3 項（防火地域内の看板等）		
法令番号			
【基準】 建築基準法第 3 条（適用の除外）、第 6 条（建築物の建築等に関する申請及び確認）、第 10 条（保安上危険な建築物等に対する措置）、建築基準法施行令第 14 条の 2 の規定による			
備考	弁明の機会の付与 建築基準法第 10 条第 4 項による準用により、同法第 9 条第 2 項～第 4 項にて「意見書の提出」又は「公開による意見の聴取」の機会が付与される。 なお、建築基準法第 9 条第 15 項の規定により、行政手続法第 13 条の適用は受けない。		
設定年月日	平成 29 年 10 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日